

報告事項 第4号

旭川市地域包括支援センター運営要 綱の一部改正について

旭川市地域包括支援センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 センターが行う事業の実施主体は、旭川市（以下「市」という。）とする。

2 市は、法第115条の47第1項、第5項及び第10項の規定に基づき、包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）、介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合をいう。）及び法第115条の45第3項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業等」という。）を次のいずれにも該当する者に委託するものとする。

(1) 包括的支援事業等を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターを設置する法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市が適当と認める者

(2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の69に定める基準に適合する者

3 前項に定める委託を行うに当たっては、旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）第2条の4に規定する旭川市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴かなければならない。

4 センターの事業について委託を受けた法人（次項において、「受託法人」という。）は、法第115条の46第3項の規定に基づき、あらかじめ、市に届け出て、センターを設置するものとする。

5 受託法人は、前項の規定により届け出た内容について変更が生じたときは、市長に対し、変更届出書（様式第1号）によりその旨を届け出なければならない。

(名称及び担当圏域)

第3条 センターの名称及び担当圏域は、別表のとおりとする。

(事業内容)

第4条 センターが実施する事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総合相談支援事業

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、高齢者等の相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う事業

(2) 地域課題の把握及び地域課題の解決に係る事業

地域ケア会議の開催等により、集積した高齢者の個別課題から地域課題を分析し、当該地域課題の解決を図る事業

(3) 権利擁護事業

高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者等の権利擁護のため必要な援助を行う事業

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的なケアマネジメントが提供される地域づくりを行うために、地域における多職種相互の協働等の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う事業

(5) 第一号介護予防支援事業に係る事業

居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、施行規則第140条の62の3第2項各号に定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

(6) 一般介護予防事業に係る事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者等との連携による自立支援に資するポピュレーションアプローチ及びハイリスクアプローチに係る取組を推進しながら、全ての高齢者が要介護状態になることを予防し、また、要介護状態となっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築する事業

(7) 在宅医療・介護連携推進事業に係る事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する事業

(8) 認知症総合支援事業に係る事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応に向けた支援及び医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る事業

(9) 介護給付等費用適正化事業に係る事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境を整備するために、介護事業者等の運営状況の実態把握を行う事業

(10) 住宅改修相談事業

高齢者向けに居室等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行う事業

(11) 福祉用具購入相談事業

高齢者等から福祉用具購入に係る相談を受けた場合に、福祉用具の利用等に係る助言を行う事業

(12) 各種サービスの利用申請手続の支援に係る事業

高齢者等に各種申請に係る手続等が必要な場合に、必要な支援を行う事業

(13) 家族介護用品購入助成事業に係る事業

市が実施する家族介護用品購入助成事業の利用に係る相談対応及び実態調査を行う事業（センターの開設日及び開設時間）

第5条 センターの開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月30日及び31日並びに1月2日から4日までを除く。

2 センターの開設時間は、午前9時から午後6時までとする。

（職員の配置等）

第6条 包括的支援事業等（第一号介護予防支援事業を除く。）の実施に当たり配置する常勤の専門職員は、旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成27年旭川市条例第28号。以下「条例」という。）第3条第1項各号に掲げる職種とし、同項各号に規定するこれに準ずる者とは、次の各号に定めるとおりとする。この場合において、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者を配置するときは、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置に取り組むこととする。

(1) 保健師に準ずる者

地域ケア・地域保健に関する業務の実務経験を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とし、十分な業務遂行能力がある看護師をいう。ただし、当該実務経験のある看護師には、准看護師は含まないものとする。

(2) 社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等（福祉事務所の査察指導員及び福祉事務所がない町村では福祉部局で業務を行っている社会福祉主事を含む。）の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者

次のいずれかに該当する者とする。

① 介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している実務経験を有する介護支援専門員をいう。

② センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

ここでいう育成計画については、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市に報告すること。

ア 主任介護支援専門員研修の受講予定日

イ 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）の氏名

ウ 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）

エ その他センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

(4) 精神保健福祉士に準ずる者

相談援助業務におおむね3年以上従事した経験を有し、十分な業務遂行能力がある社会福祉士をいう。

- 2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定に基づき、事業主に申出を行い、短時間勤務の対象となっているセンター職員については、週30時間以上の勤務で常勤扱いとする。
- 3 第一号介護予防支援事業の実施に当たり配置する職員は、指定介護予防支援事業所に配置されている介護支援専門員等の職員との兼務によるものとする。
- 4 前3項の職員は、旭川市地域包括支援センター職員証（様式第2号）を常に携帯し、業務の実施の際、高齢者等から求めのあった場合は、これを提示しなければならない。
- 5 条例第3条第1項の規定による職員の配置数は、市長が別に定める。

（相談協力員）

第7条 市は、センターの円滑な運営に資するため、地域包括支援センター相談協力員を配置する。

- 2 前項の地域包括支援センター相談協力員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（旭川市地域包括支援センター連絡会議）

第8条 市は、センター間の情報交換及び連携を図るとともに、センターの担当地域を越えた課題を共有し、その解決に取り組むため、旭川市地域包括支援センター連絡会議を設置する。

- 2 旭川市地域包括支援センター連絡会議は、市の担当職員及びセンターの管理者その他センターを設置した法人が適当と認める者で構成する。

（研修等）

第10条 市は、センターの職員の資質向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるものとする。

（報告等）

第11条 市長は、センターの業務

の実施状況について、毎月センターからの報告を求めるとともに、必要に応じ、業務の実施状況の調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項に規定する調査の結果、業務の実施状況が著しく不適切であると認められる場合は、旭川市地域包括支援センター運営協議会にその内容を報告し、包括的支援事業等の委託及びセンターの設置の適否について意見を求めるものとする。

（利用料）

第12条 センターが実施する業務の利用に係る料金は、原則として無料とする。

（介護予防支援）

第13条 センターを設置する法人は、法第115条の2第1項の規定に基づき指定介護予防支援事業者の指定の申請を行い、市の指定を受けるものとする。

- 2 前項の規定により指定を受けた指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び市がセンターに示す業務の考え方に基づき運営を行うこととする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における第4条第1号の規定の適用については、同号中「法第115条の45第1項第1号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第115条の45第1項第1号」とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 施行の日から平成21年4月30日までの間は、この要綱第1条中「第115条の44第1項第2号から第5号」とあるのは「第115条の38第1項第2号から第5号」と、「第115条の45」とあるのは「第115条の39」と、第2条第2項中「第115条の46第1項」とあるのは「第115条の40第1項」と、第3条第1項中「第115条の45第3項」とあるのは「第115条の39第3項」と、第6条第1号中「第115条の44第1項」とあるのは「第115条の38第1項」と、第19条第1項中「第115条の22第1項」とあるのは「第115条の20第1項」と、同条第3項中「第115条の23第3項」とあるのは「第115条の21第3項」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月5日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	市民委員会	担当圏域
中央 地域包括支援センター	西 中央 大成 朝日	宮前1条1丁目、宮前2条1・2丁目、亀吉全域、曙全域、曙北全域、常磐公園、上常盤町全域、中常盤町全域、常盤通全域、宮下通・1条通1～17丁目、2条通～10条通全域、11条通19～23丁目（11条通23丁目は朝日団地を除く。）及び2条西～9条西全域
豊岡 地域包括支援センター	愛宕 新豊岡 豊岡	11条通23丁目（朝日団地）、豊岡1・2条1～4丁目、豊岡3条1～4・7丁目、豊岡4・5条1～7丁目（豊岡4条5丁目は3～8番、豊岡4条6丁目は2～8番）、豊岡6～13条1～9丁目、豊岡14条3～9丁目（豊岡14条9丁目は1・2番）、豊岡15条4～8丁目（豊岡15条8丁目は1番）及び豊岡16条7丁目
東旭川・千代田 地域包括支援センター	東旭川中央 日の出倉沼 桜岡 豊田 米原瑞穂 旭正 千代田	豊岡1・2条7～10丁目、豊岡3条8～10丁目、豊岡4・5条8～11丁目、豊岡6～12条10・11丁目、豊岡14条9丁目（3番）、豊岡15条8丁目（2～4番）、豊岡16条8丁目、東光1～9条7～10丁目、東光10～26条7～9丁目、東光27条8・9丁目、工業団地全域、東旭川北・東旭川南全域及び東旭川町下兵村・上兵村・桜岡・瑞穂・倉沼・東桜岡・日ノ出・米原・豊田・旭正・共栄・忠別全域
東光 地域包括支援センター	東豊中央 東光 東光南 東部東光 啓明	宮前1条2～5丁目、宮前2条3丁目、宮下通18～26丁目、1条通18～25丁目、南各条通全域、豊岡1～4条5・6丁目（豊岡4条5丁目は1, 2, 9～11番、豊岡4条6丁目は1, 9～13番）、東光1～14条1～6丁目、東光15条2～6丁目、東光16条3～6丁目、東光17・18条4～6丁目、東光19～22条5・6丁目及び東光23条～25条6丁目
新旭川・永山南 地域包括支援センター	新旭川 永山第一 永山南西 永山南	金星町全域、東全域、新富全域、バルブ町全域、新星町全域、大雪通全域、秋月全域、流通団地全域、永山1～10条1～10丁目、永山11～14条全域及び永山町2～5丁目

名称	市民委員会	担当圏域
永山 地域包括支援センター	永山第三 永山第二	永山１～６条１１～２４丁目、永山７・８条１１～２１丁目、永山９条１１～１６丁目、永山１０条１１～１５丁目、永山北全域及び永山町６～１６丁目
末広・東鷹栖 地域包括支援センター	末広中央 末広 末広東 東鷹栖中央 東鷹栖東 東鷹栖西	春光１条９丁目（１４・１５番）、春光５・６条９丁目（北斗町内会地区）、末広１～７条全域、末広８条１～３丁目（末広８条２・３丁目は１番地）、末広東全域、東鷹栖全域、東鷹栖東全域、緑台全域、柏木全域及び東山全域
春光・春光台 地域包括支援センター	春光西 春光中央 春光東 春光台 鷹の巣福祉村	春光１・２条７～９丁目（春光１条９丁目は１４・１５番を除く。）、春光３条６～９丁目、春光４～６条１～９丁目（春光５・６条９丁目は北斗町内会地区を除く。）、春光７条２・３・５～９丁目、春光町全域、春光台全域、住吉全域、花咲町４～７丁目（４丁目は２２７番地）及び末広８条２～１２丁目（２・３丁目は１番地を除く。）
北星・旭星 地域包括支援センター	北星 旭星 旭星西 川端 近文東 近文西	旭町全域、大町全域、本町全域、緑町全域、錦町全域、北門町全域、近文町全域、川端町全域、旭岡全域、花咲町１～４丁目（４丁目は２２７番地を除く。）及び字近文全域
神居・江丹別 地域包括支援センター	江丹別 嵐山 神居中央 神居東 台場 忠和 神居雨紛 西神居	神居全域、忠和全域、神居町雨紛・共栄・御料・春志内・上雨紛・神岡・神華・神居古潭・西丘・台場・忠和・富岡・富沢・豊里全域、高砂台全域、台場全域、台場東全域、南が丘全域及び江丹別町共和・春日・清水・西里・拓北・中園・中央・富原・芳野・嵐山全域
神楽・西神楽 地域包括支援センター	神楽本町 神楽宮前 高野 神楽岡東 神楽岡 緑が丘 旭神 西御料地 緑が丘東 西神楽地区瑞穂 西神楽地区中央 西神楽地区聖和 西神楽地区千代ヶ岡	神楽全域、神楽岡全域、神楽岡公園、旭神全域、旭神町全域、緑が丘全域、緑が丘東全域、緑が丘南全域、西御料全域、西神楽全域、西神楽南全域、西神楽北全域及び新開全域

様式第 1 号（第 2 条関係）

地域包括支援センター変更届出書

年 月 日

（宛先）旭川市長

所 在 地

届出者名称

代表者氏名

内容を変更したので、次のとおり届出ます。

地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 名 称			
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 所 在 地			
変更があった事項			
1	地域包括支援センターの名称	(変更前)	
2	地域包括支援センターの所在地		
3	代表者の職氏名，生年月日及び住所		
4	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書 又は条例等（当該事業に関するものに限る。）		
5	地域包括支援センターの平面図		
6	職員の職種及び員数	(変更後)	
7	職員の氏名，生年月日，住所及び職歴		
8	担当する区域		
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号		
10	その他		
変	更	年 月 日	年 月 日

備考 1 該当する項目の番号を○で囲んでください。

2 変更内容の分かる書類を添付してください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

表 53 mm×88 mm

旭川市地域包括支援センター職員証	
センター名	
写 真 30 mm×24 mm	氏 名
	上記の者は、旭川市地域包括支援センターの職員であることを証明する。
	旭 川 市 長

裏 53 mm×88 mm

1	本証は、旭川市地域包括支援センター運営要綱第 6 条 4 第項の規定に基づく職員証である。
2	旭川市地域包括支援センターの職員は、本証を常に携帯し、業務の実施の際、高齢者等から求めのあった場合は、これを提示しなければならない。
3	本証の記載事項に変更が生じたとき、又は本証を汚損し、若しくは紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
4	退職のときは、直ちに本証を返還しなければならない。
発行年月日 年 月 日	

要綱改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 略 (実施主体等) 第2条 センターが行う事業の実施主体は、旭川市（以下「市」という。）とする。 2 市は、法第115条の47第1項<u>、第5項及び第10項</u>の規定に基づき、包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）<u>、</u>介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合をいう。）<u>及び法第115条の45第3項各号に掲げる事業</u>（以下「包括的支援事業等」という。）を次のいずれにも該当する者に委託するものとする。 (1) 包括的支援事業等を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターを設置する法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市が適当と認める者 (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の69に定める基準に適合する者 3 前項に定める委託を行うに当たっては、旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）第2条の4に規定する旭川市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴かなければならない。 4 センターの<u>事業</u>について委託を受けた法人（次項において、「受託法人」という。）は、法第115条の46第3項の規定に基づき、あらかじめ、市に届け出て、センターを設置するものとする。 5 受託法人は、前項の規定により届け出た内容について変更が生じたときは、市長に対し、変更届出書（様式第1号）によりその旨を届け出なければならない。 (名称及び担当圏域) 第3条 略 (<u>事業</u>内容) 第4条 センターが実施する<u>事業</u>は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 総合相談支援<u>事業</u> 高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、高齢	(趣旨) 第1条 略 (実施主体等) 第2条 センターが行う事業の実施主体は、旭川市（以下「市」という。）とする。 2 市は、法第115条の47第1項<u>及び第4項</u>の規定に基づき、包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）<u>及び</u>介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合をいう。）<u>、</u><u>（以下「包括的支援事業等」という。）を次のいずれにも該当する者に委託するものとする。</u> (1) 包括的支援事業等を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターを設置する法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市が適当と認める者 (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の69に定める基準に適合する者 3 前項に定める委託を行うに当たっては、旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）第2条の4に規定する旭川市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴かなければならない。 4 センターの<u>業務</u>について委託を受けた法人（次項において、「受託法人」という。）は、法第115条の46第3項の規定に基づき、あらかじめ、市に届け出て、センターを設置するものとする。 5 受託法人は、前項の規定により届け出た内容について変更が生じたときは、市長に対し、変更届出書（様式第1号）によりその旨を届け出なければならない。 (名称及び担当圏域) 第3条 略 (<u>業務</u>内容) 第4条 センターが実施する<u>業務</u>は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 総合相談支援<u>業務</u> 高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、高齢

改正後	改正前
者等の相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う<u>事業</u> (2) 地域課題の把握及び地域課題の解決に係る<u>事業</u> 地域ケア会議の開催等により、集積した高齢者の個別課題から地域課題を分析し、当該地域課題の解決を図る<u>事業</u> (3) 権利擁護<u>事業</u> 高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者等の権利擁護のため必要な援助を行う<u>事業</u> (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援<u>事業</u> 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的なケアマネジメントが提供される地域づくりを行うために、地域における多職種相互の協働等の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う<u>事業</u> (5) 第一号介護予防支援事業に係る<u>事業</u> 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、施行規則第140条の62の3第2項各号に定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う<u>事業</u> (6) 一般介護予防事業に係る<u>事業</u> 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者等との連携による自立支援に資するポピュレーションアプローチ及びハイリスクアプローチに係る取組を推進しながら、全ての高齢者が要介護状態になることを予防し、また、要介護状態となっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築する<u>事業</u> (7) 在宅医療・介護連携推進事業に係る<u>事業</u> 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する<u>事業</u>	者等の相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う<u>業務</u> (2) 地域課題の把握及び地域課題の解決に係る<u>業務</u> 地域ケア会議の開催等により、集積した高齢者の個別課題から地域課題を分析し、当該地域課題の解決を図る<u>業務</u> (3) 権利擁護<u>業務</u> 高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者等の権利擁護のため必要な援助を行う<u>業務</u> (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援<u>業務</u> 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的なケアマネジメントが提供される地域づくりを行うために、地域における多職種相互の協働等の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う<u>業務</u> (5) 第一号介護予防支援事業に係る<u>業務</u> 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、施行規則第140条の62の3第2項各号に定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う<u>業務</u> (6) 一般介護予防事業に係る<u>業務</u> 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者等との連携による自立支援に資するポピュレーションアプローチ及びハイリスクアプローチに係る取組を推進しながら、全ての高齢者が要介護状態になることを予防し、また、要介護状態となっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築する<u>業務</u> (7) 在宅医療・介護連携推進事業に係る<u>業務</u> 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する<u>業務</u>

改正後	改正前
2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定に基づき、事業主に申出を行い、短時間勤務の対象となっているセンター職員については、週30時間以上の勤務で常勤扱いとする。 3 第一号介護予防支援事業の実施に当たり配置する職員は、指定介護予防支援事業所に配置されている介護支援専門員等の職員との兼務によるものとする。 4 前3項の職員は、旭川市地域包括支援センター職員証（様式第2号）を常に携帯し、業務の実施の際、高齢者等から求めのあった場合は、これを提示しなければならない。 5 条例第3条第1項の規定による職員の配置数は、市長が別に定める。	2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定に基づき、事業主に申出を行い、短時間勤務の対象となっているセンター職員については、週30時間以上の勤務で常勤扱いとする。 3 第一号介護予防支援事業の実施に当たり配置する職員は、指定介護予防支援事業所に配置されている介護支援専門員等の職員との兼務によるものとする。 4 前3項の職員は、旭川市地域包括支援センター職員証（様式第2号）を常に携帯し、業務の実施の際、高齢者等から求めのあった場合は、これを提示しなければならない。 5 条例第3条第1項の規定による職員の配置数は、市長が別に定める。
第7条 ～ 第14条 略	第7条 ～ 第14条 略
附 則 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 2 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における第4条第1号の規定の適用については、同号中「法第115条の45第1項第1号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第115条の45第1項第1号」とする。 附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 2 施行の日から平成21年4月30日までの間は、この要綱第1条中「第115条の44第1項第2号から第5号」とあるのは「第115条の38第1項第2号から第5号」と、「第115条の45」とあるのは「第115条の39」と、第2条第2項中「第115条の46第1項」とあるのは「第115条の40第1項」と、第3条第1項中「第115条の45第3項」とあるのは「第115条の39第3項」と、第6条第1号中「第115条の44第1項」とあるのは「第115条の38第1項」と、第19条第1項中「第115条の22第1項」とあるのは「第115条の20第1項」と、同条第3項中「第115条の23第3項」とあるのは「第115条の21第3項」とする。	附 則 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 2 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における第4条第1号の規定の適用については、同号中「法第115条の45第1項第1号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第115条の45第1項第1号」とする。 附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 2 施行の日から平成21年4月30日までの間は、この要綱第1条中「第115条の44第1項第2号から第5号」とあるのは「第115条の38第1項第2号から第5号」と、「第115条の45」とあるのは「第115条の39」と、第2条第2項中「第115条の46第1項」とあるのは「第115条の40第1項」と、第3条第1項中「第115条の45第3項」とあるのは「第115条の39第3項」と、第6条第1号中「第115条の44第1項」とあるのは「第115条の38第1項」と、第19条第1項中「第115条の22第1項」とあるのは「第115条の20第1項」と、同条第3項中「第115条の23第3項」とあるのは「第115条の21第3項」とする。

改正後	改正前
附 則 この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和６年８月５日から施行する。</u> 以下 略	附 則 この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。 _____ 以下 略